

第126回行政苦情救済推進会議 議事要旨

1 日 時：令和4年9月22日(木)14:00～16:00

2 場 所：中央合同庁舎第2号館 第2特別会議室 (Web会議併用)

3 出席者 (敬称略)

座 長 江利川 毅

小野 勝久 (Web)

梶田 信一郎

齋藤 誠 (Web)

榊原 一夫 (Web)

高橋 滋

(総務省) 行政評価局長 清水 正博

大臣官房審議官 砂山 裕

行政相談企画課長 渡邊 浩之

行政相談管理官 高橋 喜義

企画官 大塚 正高

4 議 題

(1) 審議案件

新型コロナウイルス感染症対策に伴う入国規制で受験できなかった介護福祉士国家試験の受験手数料の返還について (第 125 回付議案件)

(2) 報告案件

全国通訳案内士の登録等における旧姓併記の円滑な運用について (第 122 回、第 123 回及び第 124 回付議案件、第 125 回報告案件)

5 議事要旨

(1) 審議案件

新型コロナウイルス感染症対策に伴う入国規制で受験できなかった介護福祉士国家試験の受験手数料の返還について（第125回付議案件）

事務局から、資料に基づき案件の内容の説明が行われた後、案件の検討が行われた。出席者の主な意見は以下のとおり。

- ・ 改善されるのは良いことである。遡及的に返還するかという点は、事務量を考えるとこれをやれというのはなかなか難しいのではないかと。
- ・ 受験手数料の返還について、令和3年度と4年度以降の取扱いが変わることになるが、このような取扱いについて、試験者側が、裁量によりいろいろな事情を勘案して決めることができるという法的な根拠を確認する必要がある。
- ・ 法令の解釈として自己都合ではなく受けられない場合は、裁量で返還できるという考えの下、4類型を設けたということではないか。法令にこれ以上何か根拠がないのであれば、これが法律の文言の解釈あるいは裁量についての一の基準ということになるかと思う。次年度以降、基準や運用の仕方を改めて拡張するのは妥当な方向であり、望ましい。
- ・ 試験を受けられない場合の基準を設定する時に、もう少し想定を広げて基準を設定しておけば、こういう方も救われたのかなという点は残念である。
- ・ 法令を厳格に読むと、裁量的に決めることができる根拠はどこにあるのだという話になるが、不利益に法令解釈するのではなく、救済の方向で拡張的に解釈されているということで整理し、裁量基準として、次年度以降のために明確に基準を設定していただくということによいのではないかと。
- ・ 今後の運営については改善をし、同じような問題が起こらないようにするというのではないかと。今回の個別の案件については、ご本人からではなく介護福祉士養成施設の先生からの申出であり、本人と連絡が取れない事情があるので、個別救済には踏み込まないということではいかがかと。

(2) 報告案件

全国通訳案内士の登録等における旧姓併記の円滑な運用について（第122回、第123回及び第124回付議案件、第125回報告案件）

事務局から、これまでの審議結果及び観光庁の対応結果を踏まえた公表資料案について、説明が行われた。特段の質疑は出なかった。

以上